

様式第1号

指定管理者指定申請書

令和3年10月 8日

長浜市長 様

(申請者)

所在地 長浜市湖北町速水 2745

団体名 社会福祉法人長浜市社会福祉協議会

代表者氏名 会長 平井 和子

電話 0749 (62) 1804

担当者名 地域福祉課 鈴木茂喜



指定管理者の指定を受けたいので、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称 長浜市地域福祉センター

2 添付書類

① 事業計画書(様式第2号)

② 収支計画書(総括表)(様式第3号)

③ 収支計画書(年度別内訳表)(様式第3号の2)

④一 誓約書(様式第4号)

二 団体概要書(様式第5号)

三 定款

四 登記事項証明書

五 過去2年分の事業報告書ならびに一般会計収支計算書

六 令和3年度事業計画書ならびに一般会計収支予算書

七 国税、都道府県税、市区町村税に未納がないことの証明書

※正本1部・副本9部

(ただし④一、三、四、七については正本・副本1部ずつ)

第一單元

第一單元

余 白

第一單元

第一單元

一

第一單元

一

第一單元

第一單元

第一單元

第一單元

第一單元

一

第一單元

第一單元

第一單元

第一單元

第一單元

第一單元

様式第2号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	長浜市地域福祉センター	
申請者	所在地	滋賀県長浜市湖北町速水 2745 番地
	団体名	社会福祉法人長浜市社会福祉協議会
	代表者氏名	会長 平井和子
指定管理料提案額	令和4年度：4,146,000円 令和5年度：4,146,000円 令和6年度：4,146,000円 令和7年度：4,146,000円 令和8年度：4,146,000円 令和9年度：4,146,000円 令和10年度：4,146,000円 令和11年度：4,146,000円 令和12年度：4,146,000円 令和13年度：4,146,000円	

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉、ボランティア活動団体・者支援の中核施設 ・相談支援（権利擁護・成年後見・しょうがい児者・生活福祉資金他）機能の中核施設
(2) 指定管理者を希望する理由・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進拠点
(3) 施設の課題とその対応	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書のとおり ・人事考課制度等による育成指導 ・外部アドバイザーによる研修 ・職員個別の研修計画によるスキル向上
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組 (施設の特色を活かした自主事業の展開を含む。)及び達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・貸館事業の公平・適切な運営 ・各種講座、教室の開催
(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・関係機関団体との連携、協働、参画による施設運営 ・地域福祉、ボランティア活動団体の活動拠点としての活用
(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、ホームページ、SNS等による情報発信

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉団体との連携から生まれる意見聴取 ・利用者アンケートの実施 ・関係機関との情報共有
(2) 利用者等からの苦情等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所での苦情相談窓口設置 ・本会における苦情解決体制整備
(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動情報の発信・掲示 ・よろず相談・法律相談による相談機能整備

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ ・消耗品等の節減 ・本会他事業所との一括購入
(2) 利用料金の設定及び設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市地域福祉センター条例のとおり
(3) 維持管理業務(清掃・保守点検・警備等)の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・法定点検の実施 ・仕様に定める保守、点検業務の実施 ・複合施設であるため、他機関と連携した保守点検業務の実施

6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報保護するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「長浜市個人情報保護条例」の遵守 ・「社会福祉法人長浜市社会福祉協議会個人情報保護規程」の遵守
(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ分別、消費電力削減の取り組み等

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画の策定（複合施設の一部として協力） ・災害対応マニュアルの整備 ・事故対応に係る各種マニュアルの整備 ・ヒヤリハット等共有
(4) 同様・類似の業務の実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉センター 5 か所 ・通所介護事業 10 か所 ・訪問介護事業 3 か所 ・小規模多機能型居宅介護支援事業 1 か所 ・居宅介護支援事業 3 か所 ・特別養護老人ホーム 1 か所 ・短期入所生活介護事業 1 か所 ・地域包括支援センター 3 か所

7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

<p>その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設内である点を活かした、他機関（図書館、市民協働センター、産業支援機能）と連携した地域福祉推進活動の展開
----------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※提案の概要は、次頁からの事業計画書に基づきA4版片面4枚以内で作成してください。

※作成にあたっての注意点

本マニュアルで示した事業計画書の項目は標準例です。業務や施設の特性に応じて独自項目の追加又は不必要な項目を削除してください。ただし、審査基準の項目と必ず合致させる必要がありますので、注意が必要です。

事業計画書

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

本会は、社会福祉法109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、住民主体の理念に基づく地域福祉活動の中核組織として、地域の様々な福祉課題の解決及び市民・ボランティア等による福祉活動を推進するための取組みを展開しています。

本センターを長浜市地域福祉計画及び長浜市地域福祉活動計画の『地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜』を基本理念とした本市の地域福祉活動支援拠点の中核施設として、また、地域福祉活動者・ボランティア活動者等の中心的な活動拠点・場所として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域社会の実現を目指します。

また、既存の福祉制度・サービス、あるいは既存のボランティア・地域活動等で解決できない課題等については、地域福祉部門に加え介護事業部門を有する本会の強みを活かして、新たな福祉事業・サービスの開発、ボランティア等の人材育成への展開を図るなど、地域のあらゆる人々・専門機関・行政部門と連携し、地域共生社会の実現を目指し、長浜市民の暮らしの課題に対応できる体制の充実に努めます。

(2) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

地域福祉センターは、地域福祉の推進のための拠点であり、その目的は、基本方針でも示したとおり本会の設立目的そのものです。また、本市の地域福祉推進においては、中山間地域や市街地、新興住宅地などそれぞれの地域の実情に応じた地域福祉活動を展開することが求められています。同時に、福祉テーマ型の活動や福祉当事者支援並びに福祉団体・ボランティア活動の更なる推進が求められる中、地域福祉センターを中核とした地域福祉の推進を図ることでより一層の取組みの充実に繋がると考えています。具体的には、地域福祉センターを地域福祉推進の中核施設として、また、木之本福祉ステーション内に地域福祉推進拠点のランチ機能、その他市内各福祉ステーションの地域福祉推進機能と連携・協働し、地域課題・ニーズに応じた福祉活動の推進を総合的・効果的に展開できるよう地域福祉専門職（地域福祉コーディネーター・ボランティアコーディネーター、相談員等）による地域支援活動の展開を図ります。更には、地域福祉活動者やボランティア人材の育成・支援の中核拠点施設として活動相談及び啓発、各種人材養成講座等を実施することで、地域福祉の担い手づくりの推進を目指します。福祉総合相談の分野においては、専門機関及び各種福祉関係機関・福祉事業者等との連携・協働と本会が担う高齢相談、しょうがい相談等の専門相談及び介護事業等を基盤とする福祉相談機能のより一層の強化を図り市民の安心と信頼感ある総合的な福祉相談窓口の運営を展開します。

(3) 施設の課題とその対応について提示してください。

特になし

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

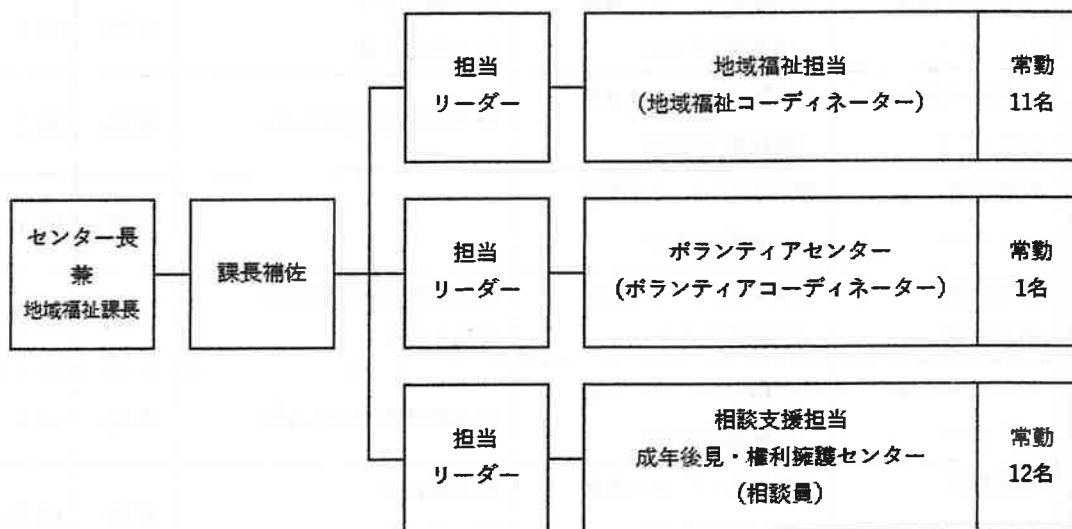
2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制を提示してください。

管理体制については、本会の地域福祉推進の主管課である地域福祉課を置き、センター長（管理責任者）を配置します。また、地域福祉推進の中核施設として機能が発揮できるように地域福祉専門職である、地域福祉コーディネーター、ボランティアコーディネーター、相談員等の福祉専門職を配置するとともに、法人内の各課機能と連携し、本会が有する様々な経験・ノウハウを活かした事業展開を進めます。

また、管理運営及び地域福祉事業の展開にあたっては専門職の確保が重要です。本会は、市内で11カ所の通所介護事業所の他、訪問介護事業所、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、居宅介護事支援事業所、しょうがい相談支援事業所、地域包括支援センター等多くの事業を展開しており、多様な職種・資格の職員を有しています。こうしたスケールメリットを生かした職員配置等により、発展的で質の高い安定した事業展開を目指した体制整備を図ります。

【地域福祉センター組織図】※令和3年9月末現在



(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画を提示してください。

【職員配置】※令和3年9月末現在

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
地域福祉課長 センター長 (管理責任者)	地域福祉業務の総括 地域福祉センター管理責任	甲種防火管理者 社会福祉主事	常勤	通常勤務 8:30- 17:15
課長補佐	地域福祉業務の総括補佐 相談担当業務の統括	危険物取扱乙種4類 障害相談支援専門員	常勤	同上
担当リーダー	地域福祉業務の統括 (地域福祉担当)	社会福祉主事任用資格	常勤	同上
事務職員	地域福祉業務事務全般 地域福祉センター管理事務		常勤	同上
主任地域福祉 コーディネーター	地域福祉コーディネート業務 (地域福祉担当)	社会福祉主事任用資格	常勤	同上
地域福祉 コーディネーター	地域福祉コーディネート業務 (地域福祉担当)	介護予防指導士 レクリエーションインストラクター	常勤	同上
主任地域福祉 コーディネーター	地域福祉コーディネート業務 (地域福祉担当)	介護福祉士	常勤	同上
主任地域福祉 コーディネーター	地域福祉コーディネート業務 (地域福祉担当)	社会福祉士	常勤	同上
主任地域福祉 コーディネーター	地域福祉コーディネート業務 (地域福祉担当)	社会福祉主事 秘書検定2級	常勤	同上
主任地域福祉 コーディネーター	地域福祉コーディネート業務 (地域福祉担当)	社会福祉主事任用資格	常勤	同上
地域福祉 コーディネーター	地域福祉コーディネート業務 (地域福祉担当)		常勤	同上
地域福祉 担当主幹	地域福祉コーディネート業務 (地域福祉担当)	社会福祉主事任用資格 介護福祉士	常勤	同上
主任地域福祉 コーディネーター	地域福祉コーディネート業務 (地域福祉担当)	社会福祉主事任用資格	常勤	同上
地域福祉 コーディネーター	地域福祉コーディネート業務 (地域福祉担当)	社会福祉士 精神保健福祉士	常勤	同上
担当リーダー	ボランティアセンター業務の統括	介護福祉士	常勤	同上
ボランティア コーディネーター	ボランティアセンター業務	社会福祉主事任用資格	常勤	同上

担当リーダー	相談支援業務の統括	社会福祉士 介護支援専門員	常勤	同上
相談支援 担当副主幹	相談支援業務	社会福祉士	常勤	同上
相談支援 主任相談員	相談支援業務	社会福祉士	常勤	同上
相談支援 相談員	相談支援業務	社会福祉士	常勤	同上
相談支援 事務職員	相談支援業務事務全般		常勤	同上
相談支援 相談員	相談支援業務		常勤	同上
相談支援 相談員	相談支援業務	介護福祉士	常勤	同上
相談支援 相談員	相談支援業務		非常勤	同上
相談支援 事務職員	相談支援業務		非常勤	同上
相談支援 相談員	相談支援業務		非常勤	同上
担当リーダー	基幹相談支援調整センター の統括	介護福祉士	常勤	同上
相談支援 相談員	基幹相談支援調整センター	社会福祉士	非常勤	同上
相談支援 相談員	基幹相談支援調整センター	保健師	常勤	同上
相談支援 担当副主幹	基幹相談支援調整センター	社会福祉主事任用資格 介護福祉士	常勤	同上
相談支援 担当副主幹	しょうがい計画相談事業	社会福祉士・介護福祉士 障害相談支援専門員	常勤	同上
相談支援 相談員	しょうがい計画相談事業	介護支援専門員 障害相談支援専門員	常勤	同上
相談支援 相談員	しょうがい計画相談事業	保健師、看護師 介護支援専門員 障害相談支援専門員	常勤	同上

(職員の採用計画)

法人全体のバランスと有資格者等の定数管理の中で新規採用を計画的に実施しています。特に専門職の人材確保については、ハローワークおよび、ホームページ、求人広告を活用するとともに、人材派遣、人材紹介など多様なツールを活用し、職員確保を行います。

また、有資格者の不測の退職等にあっても、本会のスケールメリットを活かし、他の事業所からの異動を適宜実施し、安定したサービス提供を図ります。

(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

地域福祉事業の推進及び展開は、マンパワーの確保と専門性が事業の運営に大きく影響されるため、人材の育成は組織運営の重要な柱と位置付けています。平成25年度より人事制度の改定を行い、評価制度の導入や役割等級制度を確立し人材育成環境の改善に努めるほか、人事制度整備の中で、適材適所の人事配置、OJT等による職員の育成指導を進めています。

また、本会は多くの福祉事業を展開していますので、人事異動等とおして職員の専門性を広げるなど、職員の質の向上を図り、より質の高い事業の展開・福祉サービスの提供を目指しています。さらに、次の世代を担う職員確保の観点から、正規職員への登用制度を設けるなど安定した人材確保・育成のための整備を図っています。

職員研修については、社会福祉協議会のネットワーク・連携体制を活用し、滋賀県社会福祉協議会や全国社会福祉協議会、国・県等が開催する各地域福祉専門分野の研修会等について積極的に職員研修の機会をつくっています。また、職員規模のスケールメリットを活かし、独自に講師を招いた専門研修を開催し、更なる専門性の向上を目指しています。

■令和3年度職員研修一覧(抜粋)

①外部研修

- 生活支援コーディネーター養成研修 コミュニティワーク基礎研修
- 子ども食堂実践研修会 社会福祉援助者技術現場実習
- 生活困窮者支援研修会 ボランティアコーディネーター養成研修
- 災害ボランティアセンター運営者研修 成年後見従事者養成研修
- 生活福祉資金貸付制度研修 障害相談支援従事者初任者研修
- 意思決定支援研修 成年後見制度利用促進に係るセミナー 他

②法人内研修

- 人権と接遇について 普通救命講習 社会福祉協議会基礎研修
- 赤い羽根共同募金等福祉財源確保について しょうがい理解研修
- 感染症対策研修 他

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特色を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標を提示してください。

長浜市地域福祉計画の基本理念である『地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜』を目指して、社会福祉法第109条（地域福祉の推進）に基づき、住民や福祉関係機関・団体と相互に連携・協働し地域福祉の推進に取り組めます。

施設の利用促進にあたっては、下記の地域福祉業務を中心とする支援活動、研修会や講座の開催、居場所づくりの取組み等とおして、市の地域福祉を推進する施設として活用します。

また、本会が運営する木之本福祉ステーションには、長浜市北部地域の福祉推進拠点としてランチ機能を整備するとともに、その他市内各福祉ステーションには地域支援のためのステーション窓口職員を配置し、それらのステーションとの連携の中核施設として活用することで市全域での地域福祉活動の推進に努めます。

[小地域福祉部門]

～小地域福祉活動として、住民主体の福祉活動及び地域見守り活動等の支援に関すること～

■地域の見守りや助け合いの活動、地域の交流事業等を小地域（自治会）・地区で推進するための基盤整備や人材の育成・事業運営を実施するとともに、地域の福祉課題・福祉ニーズに対応した地域福祉事業を展開します。

（主な事業）

- 地区社会福祉協議会（福祉の会）への支援
- 福祉委員活動の支援
- 地域見守り活動の支援
- ふれあい電話（ひとり暮らし高齢者）の実施
- ふれあいサロンの普及・支援活動
- 地域住民への啓発・広報活動（社会福祉大会・広報紙発行）
- しょうがい児（者）の余暇支援活動の推進
- 子育てサークル・子育て支援
- 介護者のリフレッシュと学習会活動
- 自治会の交流備品整備促進と地域交流備品の貸出
- 介護用品・福祉用具の貸出
- 中山間地地域課題の支援（大学生ボランティア等による地域課題支援、地域カフェの開催）
- 福祉課題に対応する福祉出前講座の実施
- 地域での支えあい活動の推進（地域除雪推進、日常生活支えあい促進）

- ひきこもり者等支援
- 福祉バスの運営（市委託事業）
- 地域共生社会の推進（重層的支援体制整備事業・市委託事業）

[ボランティアセンター部門]

～福祉団体支援機能として、福祉団体・ボランティアの活動推進及び災害ボランティアの支援に関すること～

■福祉団体・ボランティアに関する長浜市の総合相談窓口として開設します。ボランティアに関する様々な相談、ボランティアに関連する講座・講習会の実施、活動者への支援等を実施します。

（主な事業）

- ボランティアに関する総合相談窓口を設置します。（ボランティア活動に対する需要と供給をコーディネートします。）
- ボランティア活動団体等への支援（運営相談や活動費の助成等）
- ボランティアの育成（ボランティア講座の開催等）
- ボランティア活動の啓発（広報・社会福祉大会の開催）を推進
- 各地区に組織されたボランティア連絡協議会の運営支援
- 災害ボランティアセンターの体制整備
- ボランティア活動保険等の普及・推進・事務手続き
- 福祉教育の推進

[相談支援部門]

～福祉総合相談センター機能として、生活相談等の実施に関すること～

■地域で支援を必要とする方の相談に応じ、生活困窮者やしょうがいがある方等が自立生活を送ることができるようセーフティネット機能を発揮し、支援・援助活動を展開します。

（主な事業）

- 成年後見・権利擁護センターの運営
- 判断能力の低下した方（認知症高齢者・知的しょうがい者・精神しょうがい者等）への福祉サービスの利用援助・日常の金銭管理・書類の保管等の援助・支援
- 低所得者等の成年後見人受任
- 市民の身近な窓口として相談窓口の開設（法律・よろず相談）
- 低所得世帯・しょうがい者世帯・高齢者世帯等に対する自立に向けた資金の貸付
- 緊急避難的な食料品の援助
- しょうがい相談事業

【達成目標】

年度	利用者数	積算根拠
令和4年度	6,700人	【令和2年度（基礎）】 □地区社協代表者会議 2回×20人=40人
令和5年度	6,700人	□ふれあい電話ボランティア 80回×2人=160人 □ふれあい電話交流会 2回×15人=30人
令和6年度	6,700人	□一般就労しようがい者交流事業 6回×15人=90人 □在宅介護者交流事業 12回×15人=180人 □サロンスタッフ交流事業 2回×50人=100人
令和7年度	6,700人	□ふれあい用具貸出 200人（件） □福祉用具・福祉車両貸出 200人（件）
令和8年度	6,700人	□地域福祉講演会（地域共生社会、見守り等） 160人 □地域福祉権利擁護事業（窓口支援）250日×8人=2,000人
令和9年度	6,700人	□成年後見支援（窓口支援） 100人（件） □成年後見受任者情報交換会 1回×20人=20人
令和10年度	6,700人	□よろず相談・法律相談 300人（件） □生活困窮者相談支援（窓口支援）250日×5人=1,250人 □ボランティア相談 130人（件）
令和11年度	6,700人	□ボランティア養成講座 20回×15人=300人 □ボランティア連絡協議会代表者会議1回×10人=10人
令和12年度	6,700人	□ボランティア保険加入手続 150人（件） □災害ボランティア研修等 8回×10人=80人
令和13年度	6,700人	□福祉団体・ボランティア団体貸館 100回×10人=1,000人 ■合計6,700人

(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください

現在、本市の地域福祉の推進については、長浜市（行政）が定める「長浜市地域福祉計画」と地域の福祉関係者・ボランティア・住民の行動計画として本会が事務局となり推進する「長浜市地域福祉活動計画」を基盤として取組みが進められています。

地域住民・福祉関係者の行動計画である長浜市地域福祉活動計画の策定及び進捗管理をとおして、市内の幅広い福祉関係者や地域住民代表者・関係機関に参画いただき、本市の地域福祉推進の目指すべき姿について協議・検討を進めていただき、本会と地域・関係機関・ボランティアが一体的に連携・協働し地域福祉の推進体制の構築を目指しています。

地域の見守り・支えあいの活動やサロンなどの居場所づくりの活動、各種のボランティア活動等の地域での具体的な取り組みについても、それぞれの地域実情に応じた活動

の展開や活動者の主体的な取り組みを支援・推進するために、連携や協働、支援活動をととして課題やニーズを把握し、更なる地域福祉活動の推進を目指しています。

また、本会は、設立目的の性質上、地域住民・ボランティア活動者・関係機関等の参画により組織化された法人です。本会の執行機関である理事会及び意思決定機関である評議員会ともに市民や市内福祉団体並びに福祉関係機関の代表者に就任いただき、市民目線での法人運営並びに各福祉事業・サービスを展開しています。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

広報・周知活動については、本会広報誌（年4回）やボランティア情報誌、サロン情報誌等により取組み事業の紹介及び案内等を行い市民の皆様や福祉活動者・団体に情報提供するとともに、講座等の事業の開催等については報道機関への記事提供や自治会回覧等での周知を依頼し、広報活動に努めます。

また、積極的にホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用し、情報が必要な方に、いつでも手軽に日時や場所を選ばず提供できるようその活用を進めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

年1回センター利用者アンケートを実施し、意見・要望等を把握し利用者のニーズに応じたサービスの質の改善を図ります。

地区社会福祉協議会・福祉の会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、各種福祉団体等を積極的に受入れて、貸館や事業への認知や理解を深めていただくとともに、市民の意見や感想を調査・把握することで更なるサービスの質向上を図ります。

本会は、理事・評議員に、地域の福祉関係団体の多数の方の参画をいただいています。また、地域福祉を推進する基盤組織として、地区社会福祉協議会・福祉の会、民生委員児童委員協議会をはじめ、自治会やボランティア団体等との関係づくりに力を入れています。こうした方々からのご意見も積極的に取り入れ、市民目線でサービスの改善を図ります。

(2) 利用者等からの苦情等に対する対応について提示してください。

法人全体で苦情解決体制を整備し対応にあたります。また、当該センター以外でも苦情窓口体制を置き、広く苦情、要望等を申し出られる体制整備に努めます。

①苦情受付担当者（地域ごとに設けた担当者）を配置します。

②苦情解決責任者を配置します。

- ③第3者委員の設置（福祉施設関係者2名 高度な法律知識を有する者1名）
 ④上記体制により、要綱・マニュアルを定め、苦情解決、改善、再発防止にあたります。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

- 公の施設であることを念頭におき、常に公正な運営をします。
 法令を遵守し信頼の堅持に努めます。
 施設の安全を保つため、日頃からの施設管理と環境整備を実施します。
 職員の資質の向上を目指し、内部・外部研修などへの参加ができるよう環境を整え、人材育成に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について提示してください。

職員全員が常にコスト意識を持ち、経費節減・省エネルギー化に努めます。具体的な取組みは次のとおりです。

- 冷暖房温度設定等の適正化に努めます。
 昼休みの消灯や不要部分の蛍光灯の消灯等節電に努めます。
 コピー用紙は両面印刷、裏紙利用等を徹底し節約に努めます。
 法人全体では、物品（車両、パソコン、記録用紙等）の一括購入、入札・見積もり合わせ等による適正価格で購入することで経費削減に努めています。
 電算システムの活用、各施設共通事務の管理部門一括処理等の事務事業の効率化を図ります。
 その他、常にコスト意識を持ち、不要な支出をおさえ、また費用対効果を意識し、支出管理に努めます。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

区分	単位	使用料
会議室	1時間	95円

(利用料金の設定根拠)

長浜市地域福祉センター条例第10条 別表

(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について提示してください。

当該センターの清掃については、毎日1回清掃作業を実施するとともに、ごみ・汚損など発見した場合は、速やかに対応します。

また、当該センターは複合施設内のため、施設管理者に協力し必要な各種保守点検等の作業協力を行ないます。

【維持管理業務計画】

区分	業務項目	業務内容	点検頻度	点検方法
建築物の 保守管理	落書き点検	施設内における落書きの有無を確認	随時	職員による
	施設の点検	施設内における設備の巡視	随時	職員による
建築設備の 保守管理	電灯設備点検	異常時の施設管理者への報告	随時	職員による
備品等の 保守管理	備品の保守管理	備品台帳の管理、備品等の保守管理	随時	職員による
清掃業務	清掃業務	整理整頓、清潔の保持	随時	職員による
保安業務	保安業務	事故・犯罪・災害の予防 日常の巡回・監視 異常時の関係部署への連絡	随時	職員による
危機管理	危機管理体制の 整備	危機管理体制の整備、避難・救出その 他必要な訓練の実施	随時	職員による

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報を保護するための取組を提示してください。

指定管理者募集要項による「長浜市個人情報保護条例」を遵守するとともに、本会が定める「社会福祉法人長浜市社会福祉協議会個人情報保護規程」を遵守し、個人情報保護に努めます。具体的な取り組みとしては、次のとおりです。

- 個人情報のデータ等はパソコンにおいてはパスワードによりデータの保護、紙媒体においては鍵付キャビネットによる保管により適正な管理に努めます。
- 本会管理施設間の情報ネットワーク（VPN）環境を整備しており、文書ファイルサーバー等において情報管理を行い、セキュリティ対策を行います。
- 個人情報保護に関する職員の研修の実施により、職員の守秘義務の徹底を図ります。

(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組を提示してください。

職員全員が常に環境に配慮するように努めます。具体的な取組は次のとおりです。

- 車両の購入時には、低公害車両を導入するように努めます。
- リサイクルマークのある製品やリサイクルが可能な製品の購入に努めます。
- ゴミを少なくする取組みやゴミの分別を確実にを行います。（ペットボトルキャップ・プラトップ等の収集）

□通勤時・勤務中のエコドライブを心がけます。

□冷暖房温度の適正な設定や不要な電灯の消灯等、消費電力削減に努めCO2排出量の低減に取り組めます。

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制について提示してください。

防災・防犯等危機管理については、複合施設管理者と連携・協働し関係法令を遵守します。また、災害時の職員参集や万が一の施設内の事故への対応等についてマニュアルを整備し、事故防止・対応等に備えます。

また、本会は多くの福祉ステーション等の管理を行っており各施設での維持管理等のイレギュラーな事象への対応、事故報告、ヒヤリハット報告、再発防止の対策等を、法人全体で共有し、各施設の施設管理能力向上に努めています。問題が発生する前に未然に対応を図ることを重視した施設管理業務を実施しており、実績と経験則に基づいた、危機管理ノウハウを活かしたいと考えています。

□消防計画（防火管理者、自衛消防隊の設置、避難訓練・消火訓練等の実施）

□AED（自動体外式除細動器）の設置と、救急救命講習の実施

□災害対応マニュアル（緊急連絡体制、職員参集基準、救援本部体制等）の整備

□本会の取り組みとしてのBCP（事業継続計画）に則り、災害時の緊急対応及び市防災本部と連携し災害ボランティアセンターの開設とサービス事業の早期復旧に努めます。また、センター責任者が中核となり、法人本部、各課職員が連携し事態収拾にあたります。さらに、自然災害等に対しては日頃からの情報収集や複合施設管理者・行政関係機関等との連携により、事態に応じて当該センターの休止・中止を的確に判断し未然に危機を回避するように努めます。

□車両事故防止のための取組み（車両点検の実施、運行日記の記録等）を実施します。

□感染症予防の取組みに努めます。（手洗い、うがいの励行、職員のインフルエンザ接種に対する全額補助の実施）

□衛生管理に努めます。（来所者を含めた手指消毒、手洗い励行、センター内外の消毒、清掃等）

(4) 災害ボランティアセンター拠点としての取組みを提示してください。

本会は、長浜市と協定を締結し、万が一の大規模災害において速やかに復旧・復興活動支援及び被災者支援のための災害ボランティアセンターを長浜市災害対策本部と協働し設置・運営することとしています。

今回、市は地域福祉センター（長浜市産業文化交流拠点）を大規模災害時において災害ボランティアセンターの運営拠点として位置づけられました。その運営を担う本会としては、今まで以上に日常的な準備体制の構築と緊急時において速やかに円滑な開設が可能になったと考えています。

災害時の体制・対応については、市災害対策本部並びに複合施設管理者と協議の上、災害発災後速やかに本会の地域福祉部門職員（約 30 名）を中核として開設準備に入ります。概ね翌日から 5 日前後で災害ボランティアセンターを開設し、被災状況の確認及び復旧・復興支援活動のニーズ調整、ボランティア受入業務等を担います。

毎年度計画的に災害ボランティアセンターの開設訓練を行い更なるノウハウの蓄積と専門性の向上を図るとともに、市外、他府県の被災地に職員を派遣し支援活動を実施するとともに専門職の育成を図っています。

本会は、全国の各都道府県・市区町村社会福祉協議会と災害時においてそのネットワークを活かし相互に連携・協力するシステム（協定）が構築されています。大規模災害ともなれば、全国各地から多数のボランティア支援者が復旧・復興活動に参加されることが想定されるため、本会専門職だけで対応できない規模においても専門職の派遣を受け対応することが可能となっています。

また、行政や専門機関だけが、災害時の対応、復旧復興支援活動を担うわけではありません。本会では、日頃から市民による災害ボランティア団体の育成・支援及び市民への災害に対する啓発活動や被災時における支えあいの住民活動等の取組みを進めています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。（例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など）

地域福祉センターは、産業文化交流拠点施設内に併設され、中央図書館機能や市民活動センター、産業支援機能、まちづくりセンターなど多様な機能を併せ持つ複合施設の一部であることから、地域福祉センターで運営する地域福祉の取組みは、拠点内の各機能と連携・協働することで、その活動の拡充や新たな取組みを進めることができると考えています。

図書館の目指す『知の拠点』を活用した、より専門性の高いボランティア・福祉活動者の人材育成支援や、市民活動センターとの連携によるボランティア・市民活動者の更なる組織化や情報発信のノウハウの提供・持続可能な活動提案（財源確保）等の取組みによる活動の活性化を図ることを目指します。

また、産業支援機能との連携による企業等の社会貢献活動の活性化やまちづくりセンターとの協働による、市民の居場所づくりや生きがいづくり・支えあい活動をとおした地域交流の活性化を図ります。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

様式第3号

収支計画書(総括表)【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(単位：千円)

1 収入

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指定管理料	4,146	4,146	4,146	4,146	4,146
小計(指定管理業務)	4,146	4,146	4,146	4,146	4,146
会費・寄付金・基金収入	11,001	11,001	11,001	11,001	11,001
補助金収入	108,387	108,387	108,387	108,387	108,387
共同募金配分金収入	7,884	7,884	7,884	7,884	7,884
受託金収入	133,864	133,864	133,864	133,864	133,864
自主事業収入	19,134	19,134	19,134	19,134	19,134
合計	284,416	284,416	284,416	284,416	284,416

科目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
指定管理料	4,146	4,146	4,146	4,146	4,146	41,460
小計(指定管理業務)	4,146	4,146	4,146	4,146	4,146	41,460
会費・寄付金・基金収入	11,001	11,001	11,001	11,001	11,001	110,010
補助金収入	108,387	108,387	108,387	108,387	108,387	1,083,870
共同募金配分金収入	7,884	7,884	7,884	7,884	7,884	78,840
受託金収入	133,864	133,864	133,864	133,864	133,864	1,338,640
自主事業収入	19,134	19,134	19,134	19,134	19,134	191,340
合計	284,416	284,416	284,416	284,416	284,416	2,844,160

2 支出

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人件費	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256
維持管理費	790	790	790	790	790
修繕費	100	100	100	100	100
小計(指定管理業務)	4,146	4,146	4,146	4,146	4,146
人件費	204,890	204,890	204,890	204,890	204,890
事業費	46,598	46,598	46,598	46,598	46,598
事務費	8,382	8,382	8,382	8,382	8,382
助成金支出	20,276	20,276	20,276	20,276	20,276
その他支出	124	124	124	124	124
合計	284,416	284,416	284,416	284,416	284,416

科目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
人件費	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256	32,560
維持管理費	790	790	790	790	790	7,900
修繕費	100	100	100	100	100	1,000
小計(指定管理業務)	4,146	4,146	4,146	4,146	4,146	41,460
人件費	204,890	204,890	204,890	204,890	204,890	2,048,900
事業費	46,598	46,598	46,598	46,598	46,598	465,980
事務費	8,382	8,382	8,382	8,382	8,382	83,820
助成金支出	20,276	20,276	20,276	20,276	20,276	202,760
その他支出	124	124	124	124	124	1,240
合計	284,416	284,416	284,416	284,416	284,416	2,844,160

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
----	---------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	4,146	長浜市地域福祉センター指定管理料
利用料金収入	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
会費・寄付金・基金収入	11,001	
補助金収入	108,387	長浜市 92,614 県社協 15,773
共同募金配分金収入	7,884	
受託金収入	133,864	長浜市 127,294 県社協 6,470
自主事業収入	19,134	成年後見報酬 4,294 障害計画相談 12,534 その他 2,306
合計	284,416	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,256	
管理維持費	光熱水費	790 電気料金案分
	計	790
修繕費	100	
その他		0
	計	0
小計（指定管理業務）	4,146	
人件費	204,890	地域福祉センター29名分 北部拠点（木之本）8名分 管理人件費
事業費	46,598	消耗器具備品費 5,779 賃借料 2,996 車輛費 2,335 諸謝金 5,950 印刷製本費 2,339 通信運搬費 2,403 業務委託費 16,802 給付金 3,433 その他 4,561
事務費	8,382	旅費研修費 477 事務消耗品費 1,376 車輛費 952 通信運搬費 944 手数料 195 保険料 905 その他 3,533
助成金支出	20,276	地区社協 9,501 サロン 2,780 ボランティア団体 3,600 福祉団体 1,675 自治会交流備品 1,000 その他 1,720
その他支出	124	たすけあい資金徴収不能額
合計	284,416	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	4,146	長浜市地域福祉センター指定管理料
利用料金収入	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
会費・寄付金・基金収入	11,001	
補助金収入	108,387	長浜市 92,614 県社協 15,773
共同募金配分金収入	7,884	
受託金収入	133,864	長浜市 127,294 県社協 6,470
自主事業収入	19,134	成年後見報酬 4,294 障害計画相談 12,534 その他 2,306
合計	284,416	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,256	
管理維持費		
光熱水費	790	電気料金案分
計	790	
修繕費	100	
その他	0	
計	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
人件費	204,890	地域福祉センター29名分 北部拠点（木之本）8名分 管理人件費
事業費	46,598	消耗器具備品費 5,779 賃借料 2,996 車輦費 2,335 諸謝金 5,950 印刷製本費 2,339 通信運搬費 2,403 業務委託費 16,802 給付金 3,433 その他 4,561
事務費	8,382	旅費研修費 477 事務消耗品費 1,376 車輦費 952 通信運搬費 944 手数料 195 保険料 905 その他 3,533
助成金支出	20,276	地区社協 9,501 サロン 2,780 ボランティア団体 3,600 福祉団体 1,675 自治会交流備品 1,000 その他 1,720
その他支出	124	たすけあい資金徴収不能額
合計	284,416	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
----	---------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	4,146	長浜市地域福祉センター指定管理料
利用料金収入	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
会費・寄付金・基金収入	11,001	
補助金収入	108,387	長浜市 92,614 県社協 15,773
共同募金配分金収入	7,884	
受託金収入	133,864	長浜市 127,294 県社協 6,470
自主事業収入	19,134	成年後見報酬 4,294 障害計画相談 12,534 その他 2,306
合計	284,416	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,256	
管理維持費	光熱水費	790
	計	790
修繕費	100	
その他		0
	計	0
小計（指定管理業務）	4,146	
人件費	204,890	地域福祉センター29名分 北部拠点（木之本）8名分 管理人件費
事業費	46,598	消耗器具備品費 5,779 賃借料 2,996 車輛費 2,335 諸謝金 5,950 印刷製本費 2,339 通信運搬費 2,403 業務委託費 16,802 給付金 3,433 その他 4,561
事務費	8,382	旅費研修費 477 事務消耗品費 1,376 車輛費 952 通信運搬費 944 手数料 195 保険料 905 その他 3,533
助成金支出	20,276	地区社協 9,501 サロン 2,780 ボランティア団体 3,600 福祉団体 1,675 自治会交流備品 1,000 その他 1,720
その他支出	124	たすけあい資金徴収不能額
合計	284,416	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	4,146	長浜市地域福祉センター指定管理料
利用料金収入	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
会費・寄付金・基金収入	11,001	
補助金収入	108,387	長浜市 92,614 県社協 15,773
共同募金配分金収入	7,884	
受託金収入	133,864	長浜市 127,294 県社協 6,470
自主事業収入	19,134	成年後見報酬 4,294 障害計画相談 12,534 その他 2,306
合計	284,416	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,256	
管理維持費	光熱水費	790
	計	790
修繕費	100	
その他		0
	計	0
小計（指定管理業務）	4,146	
人件費	204,890	地域福祉センター29名分 北部拠点（木之本）8名分 管理人件費
事業費	46,598	消耗器具備品費 5,779 賃借料 2,996 車輦費 2,335 諸謝金 5,950 印刷製本費 2,339 通信運搬費 2,403 業務委託費 16,802 給付金 3,433 その他 4,561
事務費	8,382	旅費研修費 477 事務消耗品費 1,376 車輦費 952 通信運搬費 944 手数料 195 保険料 905 その他 3,533
助成金支出	20,276	地区社協 9,501 サロン 2,780 ボランティア団体 3,600 福祉団体 1,675 自治会交流備品 1,000 その他 1,720
その他支出	124	たすけあい資金徴収不能額
合計	284,416	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
----	---------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	4,146	長浜市地域福祉センター指定管理料
利用料金収入	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
会費・寄付金・基金収入	11,001	
補助金収入	108,387	長浜市 92,614 県社協 15,773
共同募金配分金収入	7,884	
受託金収入	133,864	長浜市 127,294 県社協 6,470
自主事業収入	19,134	成年後見報酬 4,294 障害計画相談 12,534 その他 2,306
合計	284,416	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,256	
管理維持費		
光熱水費	790	電気料金案分
計	790	
修繕費	100	
その他		
計	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
人件費	204,890	地域福祉センター29名分 北部拠点（木之本）8名分 管理人件費
事業費	46,598	消耗器具備品費 5,779 賃借料 2,996 車輛費 2,335 諸謝金 5,950 印刷製本費 2,339 通信運搬費 2,403 業務委託費 16,802 給付金 3,433 その他 4,561
事務費	8,382	旅費研修費 477 事務消耗品費 1,376 車輛費 952 通信運搬費 944 手数料 195 保険料 905 その他 3,533
助成金支出	20,276	地区社協 9,501 サロン 2,780 ボランティア団体 3,600 福祉団体 1,675 自治会交流備品 1,000 その他 1,720
その他支出	124	たすけあい資金徴収不能額
合計	284,416	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
----	----------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	4,146	長浜市地域福祉センター指定管理料
利用料金収入	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
会費・寄付金・基金収入	11,001	
補助金収入	108,387	長浜市 92,614 県社協 15,773
共同募金配分金収入	7,884	
受託金収入	133,864	長浜市 127,294 県社協 6,470
自主事業収入	19,134	成年後見報酬 4,294 障害計画相談 12,534 その他 2,306
合計	284,416	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,256	
管理維持費		
光熱水費	790	電気料金案分
計	790	
修繕費	100	
その他	0	
計	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
人件費	204,890	地域福祉センター29名分 北部拠点（木之本）8名分 管理人件費
事業費	46,598	消耗器具備品費 5,779 賃借料 2,996 車輦費 2,335 諸謝金 5,950 印刷製本費 2,339 通信運搬費 2,403 業務委託費 16,802 給付金 3,433 その他 4,561
事務費	8,382	旅費研修費 477 事務消耗品費 1,376 車輦費 952 通信運搬費 944 手数料 195 保険料 905 その他 3,533
助成金支出	20,276	地区社協 9,501 サロン 2,780 ボランティア団体 3,600 福祉団体 1,675 自治会交流備品 1,000 その他 1,720
その他支出	124	たすけあい資金徴収不能額
合計	284,416	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和10年度（令和10年4月1日～令和11年3月31日）
----	------------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	4,146	長浜市地域福祉センター指定管理料
利用料金収入	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
会費・寄付金・基金収入	11,001	
補助金収入	108,387	長浜市 92,614 県社協 15,773
共同募金配分金収入	7,884	
受託金収入	133,864	長浜市 127,294 県社協 6,470
自主事業収入	19,134	成年後見報酬 4,294 障害計画相談 12,534 その他 2,306
合計	284,416	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,256	
管理維持費		
光熱水費	790	電気料金案分
計	790	
修繕費	100	
その他	0	
計	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
人件費	204,890	地域福祉センター29名分 北部拠点（木之本）8名分 管理人員費
事業費	46,598	消耗器具備品費 5,779 賃借料 2,996 車輻費 2,335 諸謝金 5,950 印刷製本費 2,339 通信運搬費 2,403 業務委託費 16,802 給付金 3,433 その他 4,561
事務費	8,382	旅費研修費 477 事務消耗品費 1,376 車輻費 952 通信運搬費 944 手数料 195 保険料 905 その他 3,533
助成金支出	20,276	地区社協 9,501 サロン 2,780 ボランティア団体 3,600 福祉団体 1,675 自治会交流備品 1,000 その他 1,720
その他支出	124	たすけあい資金徴収不能額
合計	284,416	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和11年度（令和11年4月1日～令和12年3月31日）
----	------------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	4,146	長浜市地域福祉センター指定管理料
利用料金収入	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
会費・寄付金・基金収入	11,001	
補助金収入	108,387	長浜市 92,614 県社協 15,773
共同募金配分金収入	7,884	
受託金収入	133,864	長浜市 127,294 県社協 6,470
自主事業収入	19,134	成年後見報酬 4,294 障害計画相談 12,534 その他 2,306
合計	284,416	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,256	
管理維持費		
光熱水費	790	電気料金案分
計	790	
修繕費	100	
その他	0	
計	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
人件費	204,890	地域福祉センター29名分 北部拠点（木之本）8名分 管理人件費
事業費	46,598	消耗器具備品費 5,779 賃借料 2,996 車輦費 2,335 諸謝金 5,950 印刷製本費 2,339 通信運搬費 2,403 業務委託費 16,802 給付金 3,433 その他 4,561
事務費	8,382	旅費研修費 477 事務消耗品費 1,376 車輦費 952 通信運搬費 944 手数料 195 保険料 905 その他 3,533
助成金支出	20,276	地区社協 9,501 サロン 2,780 ボランティア団体 3,600 福祉団体 1,675 自治会交流備品 1,000 その他 1,720
その他支出	124	たすけあい資金徴収不能額
合計	284,416	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和12年度（令和12年4月1日～令和13年3月31日）
----	------------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	4,146	長浜市地域福祉センター指定管理料
利用料金収入	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
会費・寄付金・基金収入	11,001	
補助金収入	108,387	長浜市 92,614 県社協 15,773
共同募金配分金収入	7,884	
受託金収入	133,864	長浜市 127,294 県社協 6,470
自主事業収入	19,134	成年後見報酬 4,294 障害計画相談 12,534 その他 2,306
合計	284,416	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,256	
管理維持費	光熱水費	790
	計	790
修繕費	100	
その他		0
	計	0
小計（指定管理業務）	4,146	
人件費	204,890	地域福祉センター29名分 北部拠点（木之本）8名分 管理人件費
事業費	46,598	消耗器具備品費 5,779 賃借料 2,996 車輛費 2,335 諸謝金 5,950 印刷製本費 2,339 通信運搬費 2,403 業務委託費 16,802 給付金 3,433 その他 4,561
事務費	8,382	旅費研修費 477 事務消耗品費 1,376 車輛費 952 通信運搬費 944 手数料 195 保険料 905 その他 3,533
助成金支出	20,276	地区社協 9,501 サロン 2,780 ボランティア団体 3,600 福祉団体 1,675 自治会交流備品 1,000 その他 1,720
その他支出	124	たすけあい資金徴収不能額
合計	284,416	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和13年度（令和13年4月1日～令和14年3月31日）
----	------------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	4,146	長浜市地域福祉センター指定管理料
利用料金収入	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
会費・寄付金・基金収入	11,001	
補助金収入	108,387	長浜市 92,614 県社協 15,773
共同募金配分金収入	7,884	
受託金収入	133,864	長浜市 127,294 県社協 6,470
自主事業収入	19,134	成年後見報酬 4,294 障害計画相談 12,534 その他 2,306
合計	284,416	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,256	
管理維持費		
光熱水費	790	電気料金案分
計	790	
修繕費	100	
その他	0	
計	0	
小計（指定管理業務）	4,146	
人件費	204,890	地域福祉センター29名分 北部拠点（木之本）8名分 管理人員費
事業費	46,598	消耗器具備品費 5,779 賃借料 2,996 車輻費 2,335 諸謝金 5,950 印刷製本費 2,339 通信運搬費 2,403 業務委託費 16,802 給付金 3,433 その他 4,561
事務費	8,382	旅費研修費 477 事務消耗品費 1,376 車輻費 952 通信運搬費 944 手数料 195 保険料 905 その他 3,533
助成金支出	20,276	地区社協 9,501 サロン 2,780 ボランティア団体 3,600 福祉団体 1,675 自治会交流備品 1,000 その他 1,720
その他支出	124	たすけあい資金徴収不能額
合計	284,416	

注 事業年度ごとに記入してください。